

社会保障審議会 医療保険部会

部会長 遠藤 久夫 殿

## 第120回社会保障審議会医療保険部会に対する意見

2019年10月31日

一般社団法人 日本経済団体連合会

医療・介護改革部会長 藤原 弘之

第120回医療保険部会に欠席いたしますが、今回の議題に関連して、下記の通り、当会の意見を提出いたします。今後の審議に向けて、宜しくお取り計らいいただきませうようお願いいたします。

### 記

#### 1. 診療報酬改定の基本方針について

- 「改定にあたっての基本認識」に「社会保障制度の安定性・持続可能性の確保、経済・財政との調和」を柱として追加した点は大いに評価できる。
- 他方、「具体的方向性」の視点4「効率化・適正化を通じた制度の安定性・持続可能性の向上」について、前回も意見を提出した通り、高齢化により医療需要が増す中で医療保険制度の持続可能性を確保するためには、診療報酬全般にわたり効率化・適正化を進め、メリハリのある改定とすることが重要である。この観点から、視点4において、「薬」に関連した項目に限らず、外来、入院、調剤等も含めて、幅広く対応していくことが不可欠である。

この観点から、他の視点で整理されている項目、例えば、視点2における薬局の評価、あるいは視点3における「入院医療の評価」や「外来医療」などについても、効率化・適正化の視点からも見直しを進めることが必要であり、視点4において明記すべきである。

- また、前回も意見を提出しているが、今後の医療提供体制を考える上で、ICT等新たな技術の活用は極めて有用である。具体的には、患者・国民にとって安心で質の高い医療を実現する観点からオンライン診療の推進等についても検討を進めるべきであり、その点も盛り込むべきである。
- さらに、視点1の「医療従事者の負担の軽減」や「医師等の働き方改革の推進」について「適切な評価を行う必要がある」と現時点で断定的な表現となっている点は踏み込みすぎである。「患者や保険者の視点も踏まえるとともに、総合的な

医療提供体制改革の進展を前提として、評価のあり方について検討する」との表現に見直すべきである。

医師の働き方改革については、地域医療構想の実現や医師偏在対策などの進展が基盤となり実現されるべきものである。こうした他の施策の取組の進展や成果が明らかでない中で、診療報酬上の対応を先行させるべきではない。

また、「具体的方向性の例」として掲げられている事項について、個別にその効果等を検証することの必要性に加えて、資料にもあるとおり「患者や保険者の視点」からそれを診療報酬として支払うことに納得性があるものかどうかも含めて多面的に精査する必要がある。一例をあげれば、「医療機関内における労務管理や労働環境の改善のためのマネジメントの実践に資する取組」について、真に働き方改革の推進に効果的なものとなるのか、また、その費用を診療報酬として患者や保険者が支払うことの妥当性も含めて精査するなど慎重に検討を行う必要がある。

こうしたことから、「適切な評価を行う必要がある」との断定的な記載は適当ではなく、表現を見直すべきである。

## 2. 国民健康保険の保険料（税）の賦課（課税）限度額について

- 国民健康保険の保険料の賦課限度額について、事務局提案の方向で引き上げるべきと考える。なお、後期高齢者医療の保険料の賦課限度額についても同様の方向で対応すべきと考える。

以 上